

コロナ占用特例について

概要

- 6月5日から、直轄国道について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和する特例措置を導入。
- 地方公共団体に対しても、同様の措置の実施検討を依頼する文書を出発。
- 占用期間は令和2年11月30日まで。
- 9月1日現在で、国と同様の特例措置を導入した自治体数は約420自治体、占用許可件数は約240件となっており、全国で同制度が活用されているところ。



国道17号（文京区千石）

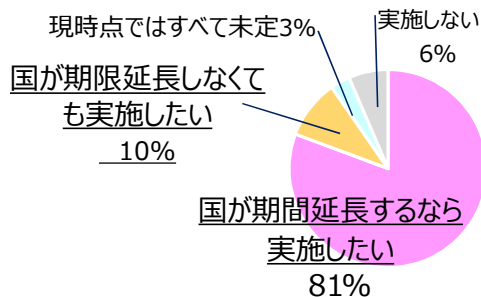


（長野県松本市より提供）

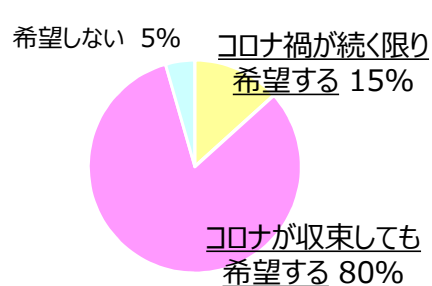
コロナ占用特例の実施に関するアンケート結果 （道路管理者向け・占用主体向け）

- 令和2年9月1日時点での道路占用許可基準の導入状況を調査したものの、
- 約9割の道路管理者・占用主体が11月30日以降の継続を希望。

11月30日以降も同様の措置を実施したいか
（道路管理者）



11月30日以降も同様の措置を実施したいか
（占用主体）



足下の感染拡大状況、要望、実施状況等を踏まえ、**来年3月31日まで**期限を延長

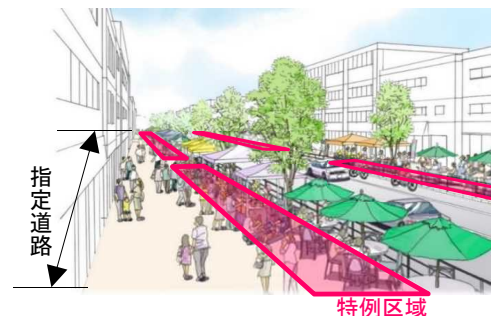
歩行者利便増進道路制度について（11月下旬目途施行）

概要

- 地域を豊かにする歩行者中心の道路の構築のため、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を指定

利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

- ・ ベンチ等の施設を誘導するために指定した特例区域では、無余地性の基準を緩和し、占用がより柔軟に認められる
- ・ 占用者を幅広く公募し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能に
- ・ 公募により選定された場合には、最長20年の占用が可能（テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく）



（コロナ占用特例との比較）

	歩行者利便増進道路制度の占用特例	コロナ占用特例
占用許可基準	無余地性の基準を緩和	
占用主体	個別占用・一括占用を問わない	地方公共団体又は地元協議会等による一括占用
占用期間	最長5年 ※公募占用による場合は最長20年	特例の期限まで
占用料	減額予定（1/10）	免除 ※施設付近の清掃等への協力が条件

沿道飲食店等の路上利用を継続できるよう、**歩行者利便増進道路への円滑な移行を推進**